

# オランダ

## 特許規則

2009年11月6日改正

2011年4月12日施行

### 目次

#### 第1部 用語の定義

##### 第1条

#### 第2部 陳述

##### 第1節 総則

##### 第2条

##### 第3条

##### 第4条

##### 第2節 特許出願

##### 第5条

##### 第6条

##### 第7条

##### 第8条

##### 第9条

##### 第10条

##### 第11条

##### 第12条

##### 第3節 氏名又は送付先変更の請求

##### 第13条

##### 第14条

##### 第15条

##### 第4節 特許出願人又は特許所有者の変更に係る請求

##### 第16条

##### 第17条

##### 第18条

#### 第3部 ライセンスの登録、質権及び付属書類

##### 第19条

##### 第20条

##### 第21条

第 22 条  
第 23 条  
第 24 条  
第 25 条  
第 26 条

## 第1部 用語の定義

### 第1条

本規則において、以下の用語は、次のとおり定義される。

法律：1995年の特許法

規則：1995年の特許法実施規則

陳述：特許付与又は請求認可のための出願、通知、書類、特許出願に関する通信又は情報であって、それが、ジュネーブにおいて2000年6月1日に採択された特許法条約(条約第120号、2001年)に準拠する手続に関連のないもの。

## 第2部 陳述

### 第1節 総則

#### 第2条

(1) 特許出願以外の陳述は、少なくとも以下を含み、送付者によって署名されなければならない。

- a. 送付者の名称及び送付先、さらに
- b. 該当する場合、陳述に関係する特許出願又は特許の番号。

(2) 庁(産業財産庁)は、1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約(条約第20号, 1973年)の要件に対応する陳述のために、特許出願人又は特許所有者によって提供される国際標準様式を使用する陳述を受理する。

(3) (1)に言及されている送付者が特許出願人、特許所有者又はその他の利害関係者のために条約に関して行為をなす場合は、陳述は、当該送付者が行為をなす対象となる当事者の名称及び送付先も含む。権限付与された代理人が行為をなす場合には、その権限付与された代理人の送付先は、当該代理人が行為をなす対象となる当事者が異なる通信送付先を明示的に記述していない限り、通信の送付先となる。

#### 第3条

(1) 規則の第15条(2)に記述されている1又は複数の規定が満たされていない場合は、庁は、できる限り速やかに当事者にその旨を通知し、かつ、当該当事者に対して、該当通知が発行された日付から起算して3月内に当該規定を満たすための機会を与える。

(2) 欠陥が(1)に記述されている期間内に是正されない場合又は当該当事者が、当該欠陥を是正すべく措置することを望んでいない旨の通知を提示していない場合は、庁は、第2条(1)に言及されている陳述は提出されなかったとみなす。

(3) 庁が陳述の署名の身元又は資格について疑義を抱く合理的な根拠を有する場合は、庁は、当該当事者からの適切な証拠を要求することができる。

#### 第4条

陳述に日付が付与されるべきであることを法律が要件とし、かつ、その日付が欠如している場合は、適用されることになる日付は、庁が陳述を受領した日付である。

## 第2節 特許出願

### 第5条

- (1) 特許出願願書並びに当該特許出願に関連した明細書，図面及び要約書を1部提出する。
- (2) 好ましくは，特許出願願書及びそれに関連した明細書は，この目的で庁によって起草された標準様式に従って作成されなければならない。
- (3) 特許出願願書及びそれに関連した書類は，本規則の付属書類における規定が満たされる場合には，庁によって提供されるソフトウェアを用いて電子的に提出することができる。電子データメディアを使用する電子的提出物には，それを提出する当事者又は当該当事者に権限付与された代理人の名称及び送付先を含む紙面書類及び当該電子データメディアが含有する書類の目録を添付する。
- (4) (3)に言及されているものに加えて，その他の書類は，可能な限りにおいて電子的に提出することができる。
- (5) 電子的に提出されていない出願において日付が欠落している場合は，当該日付として，庁が署名入りの出願を受領した日付が適用される。

### 第6条

第5条(3)に言及されている出願に関して，以下は適用しない。

第8条(a)，ただし，A4様式(29.7x21cm)での明細書を有さなければならない要件は除外する，(b)及び(c)。

第9条(a)，ただし，A4様式(29.7x21cm)での図面を有さなければならない要件は除外する，(b)及び(c)。及び

第10条(a)，ただし，A4様式(29.7x21cm)での図面を有さなければならない要件は除外する。

### 第7条

(1) 欧州特許明細書の翻訳文及び法律第52条に言及されている当該翻訳文の訂正された翻訳文は2通提出する。

(2) 第8条及び第9条は，欧州特許明細書の明細書及び図面の翻訳文及びその訂正された翻訳文に準用される。

(3) 翻訳文の各頁は，欧州特許が付与されることになった欧州特許出願の公開番号を記載する。

(4) 第5条(3)及び(4)は，本条に言及されている書類に準用される。(2)は，以下が適用されないことの理解のもとで，準用される。

第8条(a)，ただし，A4様式(29.7x21cm)での明細書を有さなければならない要件は除外する，(b)及び(c)。

第9条(a)，ただし，A4様式(29.7x21cm)での図面を有さなければならない要件は除外する，(b)及び(c)。

(5) 出願及び明細書が共に電子的に及び紙面で提出される場合は，その紙面版は，電子版が処理されることになることの通知を伴って，即座に返却されることになる。

## 第8条

特許出願に属する明細書は、以下の要件を満たしていなければならない。

(a) 明細書は、A4サイズ(29.7cm×21cm)の1又は2枚以上の用紙の片面に記載されていなければならない。また、その用紙は柔らかく、耐久性があり、強く、白色、なめらか、無光沢で、裂け目、しわ、折り目がないものでなければならない。

(b) 明細書は、暗色の消せないインクで印刷又はタイプ打ちされており、写真、静電気的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって直接に任意の部数を複製することができるように作成されていなければならない。

(c) 本文(テキスト)は、行間間隔を1.5行としてタイプ打ち又は印刷しなければならない。

(d) 本文はすべて文字で表現し、大文字は最低0.21cmの高さでなければならない。

(e) 図式記号及び標識並びに化学式又は数式は、正確に表記しなければならない。また、必要な場合は、手書又は素描でも良い。

(f) 明細書の表題は、法律第24条(1)(d)に言及されている簡潔な表示を記載しなければならない。

(g) 法律第24条(1)(e)の意味におけるクレームは、新しい用紙で始めるものとし、かつ、連続番号を付さなければならない。

(h) 明細書の各頁の5行目ごとに番号を付すものとし、その番号は左側余白の右半分に記入しなければならない。

(i) 明細書の頁には、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。頁番号は頁の上部中央に記入しなければならない。

(j) 明細書の頁の四周には、少なくとも次の寸法の余白を設けなければならない。上部余白2cm、右側余白2cm、左側余白2.5cm、下部余白2cm。

(k) 明細書には、技術水準との比較における新規性を定義し、産業領域において予測される結果を記載しなければならない。

(l) 明細書中のクレームには、何が新規であるか、また、どの点において排他的権利を求めているかを正確に記載しなければならない。

(m) 法律第28条の意味における別個の出願についての明細書及びクレームは、原出願を参照することなく理解できるものでなければならない。

(n) 明細書は精確で正しく、できる限り簡潔であり、無用な反復を含まず、削除及び変更、挿入及び行間記入のないものでなければならない。

(o) 明細書中の重量及び寸法は、メートル法、摂氏温度を使用して表現し、化学要素、化合物及び数量並びに物理学及び技術の観点からの数量は、承認されている国際慣行の方式で表現しなければならない。

(p) 明細書には科学的、数学的又は技術的な式及び記号以外の図形を含んではならない。

(q) (p)に言及されている図形は、印刷するのに大き過ぎるか又はそれ以外の困難が生じる場合は、図面として別個に提出しなければならない。

(r) 出願がヌクレオチド配列又はアミノ酸配列に該当する場合は、次のとおりにならなければならない。

(i) 発明の明細書は、世界知的所有権機関によって定められた基準に準拠する配列表を含まなければならない。

(ii) 出願には、機械的な読取りが可能であり、また、欧州特許庁によって設定された基準

に適合している形態で、(i)に言及されている配列表を含む電子データメディアを添付しなければならない。

## 第9条

出願における図面は、様式に関して以下の規定を満たしていなければならない。

(a) 図面は、A4サイズ(29.7cm×21cm)の1又は2枚以上の用紙の片面に記載されていなければならない。また、その用紙は、柔らかく、耐久性があり、強く、白色、なめらか、無光沢で、裂け目、しわ、折り目がないものでなければならない。

(b) 図面のすべての部分は、単一の暗色により、しっかりと均一に描かれた耐久性のある線で作成されており、写真、静電気的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって直接に任意の部数を複製することができるものでなければならない。

(c) 明細書の頁の四周には、少なくとも次の寸法の余白を設けなければならない。上部余白2cm、右側余白2cm、左側余白2.5cm、下部余白2cm。

(d) 個々の図は相互に明確に分離されており、かつ、連続番号が付されていない。

(e) 図面は明瞭でなければならない。かつ、当該発明の適正な理解に必要なもの以外のものを含んではならない。

(f) 断面は、引用符号や引出線の明瞭な読取りを妨げない形での網掛けによって示されなければならない。

(g) 図面の縮尺を決定するに際しては、図の複雑度を考慮に入れなければならない。縮尺は、3分の2の縮尺の写真複製において、細部を困難無く読み取るのに十分なものでなければならない。

(h) 図の全体又は一部を示すための引用符号は、明細書の適正な理解に必要な程度においてのみ使用される。それらの符号は、明細書において使用されている引用符号と対応していなければならない。異なる図における同一の部分は、同じ引用符号を使用して表示されなければならない。

(i) 明細書に発明の様々な変形が記載されている場合は、これらの変形に対応する図において、相違する図における同一特徴が関連引用番号によって示される方法、例えば、一般的特徴「15」は、変形において「115」、「215」などによって示される方法を使用しなければならない。

(j) 引用符号を相違する部分に使用してはならず、相違する図においても同様に使用してはならない。引用符号に強調(アクセント)及び番号を付加することは、できる限り避けなければならない。

(k) 図面は、説明的文言を含んではならない。ただし、水、蒸気、II-II(断面について)、開、閉のような表示又は電気ブロック図式若しくは製造図式に関する、それらの適正な理解に必要な表示は例外とする。これらの表示は、オランダ語で記載しなければならない。

## 第10条

特許出願に付属する要約書は、以下の要件を満たしていなければならない。

(a) 要約書は、A4サイズ(29.7cm×21cm)の耐久性のある白色の用紙に、暗色の消せないインクでタイプ打ち又は印刷されていなければならない。

(b) 要約書はオランダ語で作成し、50 語以上、250 語以下で、図を含んでいる場合は、150 語以下からなるものでなければならない。

(c) 原則として、要約書は 1 の図のみを含むものとし、その図は別個の A4 用紙で提出しなければならない。

### 第 11 条

(1) 特許出願に署名を付すことの要件は、認証のために用いられる方法が、電子メッセージの性質及び内容並びに当該メッセージが使用される目的を考慮に入れると十分に信頼できるものである場合には、電子署名によって満たされる。オランダ民法典第 3 編の第 15 条 (a) (2) から (6) までは、これによって通知の本質が阻害されない限り、準用される。

(2) 電子的に提出されていない出願から日付が欠落している場合は、庁が署名入り出願を受領する日が当該日付として適用される。

### 第 12 条

(1) メッセージが庁によって電子的に送付される時刻は、庁が管理することのできないデータ処理用のシステムに当該メッセージが届いた時刻とする、あるいは、庁及び受信者が同一の処理システムを使用している場合は、当該メッセージが受信者に利用できるようになる時刻とする。

(2) メッセージがデータ処理システムに届いた時刻は、当該メッセージが庁によって電子的に受領された時刻として適用される。庁は、電子的に提出された出願の受領確認を行う。

### 第3節 氏名又は送付先変更の請求

#### 第13条

(1) 特許出願人又は特許所有者の氏名又は送付先を変更するために、それらの者によって署名され、かつ、提出される請求は、以下を含まなければならない

- (a) その請求が、氏名又は送付先の変更を登録するためのものである旨の陳述
- (b) 出願又は特許の番号
- (c) 登録されるべき変更、及び
- (d) 変更されるべき出願人の氏名及び／又は送付先。

(2) 変更が氏名及び送付先の両方に該当する場合であっても、単一の請求で足りる。

(3) また、出願数及び特許数が請求の陳述に記載されていることを条件として、変更が、同一の者による複数の出願若しくは特許又は同一の者による1若しくは複数の出願及び1若しくは複数の特許に該当する場合であっても、単一の請求で足りる。

#### 第14条

(1) 第13条に記述されている1又は複数の規定が満たされていない場合は、庁は、当該当事者に対して、できる限り速やかにその旨を通知し、かつ、該当する通知が発せられた日付から起算して2月内に当該規定を満たすための機会を与える。

(2) 庁は、欠落している又は正確な情報が当該期間内に提供されない場合には、請求された変更を特許登録簿に登録することを拒絶することができる。

#### 第15条

第13条及び第14条は、権限付与された代理人に準用される。

## 第4節 特許出願人又は特許所有者の変更に係る請求

### 第16条

(1) 特許出願人又は特許所有者に該当する者に関して変更が為される場合は、庁は、当該変更の特許登録簿へ登録するための当該出願人又は所有者又はそれらの者の法律上の承継人による署名入りの請求を受理する。

(2) 登録に関する請求は、以下を含まなければならない。

(a) 特許の出願人又は所有者の変更を登録するための請求である陳述

(b) 出願番号又は特許番号

(c) 出願人又は所有者の氏名及び送付先

(d) 新たな特許出願人又は新たな特許所有者の氏名及び送付先

(e) 特許出願人又は特許所有者に該当する者に係る変更の日付

(f) 該当する場合：新たな特許出願人若しくは特許所有者が国民となっている国名、新たな特許出願人若しくは特許所有者が居住している国の国名又は新たな特許出願人若しくは特許所有者が実際に操業する工業的又は商業的施設を有する国の国名、及び

(g) 請求されている変更の理由。

(3) 特許出願における名称又は特許を所有する者の名称を変更することの請求が契約の結果発生する場合は、当該請求には、法律第65条(1)の意味における証書又は当該証書の公証を受けた謄本を添付する。

(4) 特許出願における名称又は特許を所有する者の名称を変更することの請求が法人の合併又は再編若しくは分割に続いて発生する場合は、当該請求には、当該法人の合併又は再編若しくは分割を証明する書類の写しを添付する。

(5) 特許出願における名称又は特許を所有する者の名称を変更することの請求が(1)又は(2)に言及されているもの以外の根拠で生起する場合は、当該請求には、変更に係る証拠の写しを添付する。

(6) 特許出願における名称又は特許を所有する者の名称を変更することの請求がすべての共同出願人又は共同所有者には関係しない場合は、庁は、変更が発生しない対象である各々の共同出願人又は共同所有者に対して、変更の承認証拠を求める要求を行うことができる。

### 第17条

出願人又は所有者の変更が、問題となっているすべての出願及び特許について同一であり、かつ、それらの番号が請求において記述されていることを条件として、同一人による複数の出願若しくは特許又は同一人による1若しくは複数の出願及び1若しくは複数の特許に変更が適用される場合であっても、特許出願における名称又は特許を所有する者の名称を変更することの請求は単一で足りる。

### 第18条

(1) 請求が第16条の規定を満たさない場合は、庁は、その旨を当該請求の送付者へ通知し、かつ、当該送付者に対して、該当する通知が発行された日付から起算して2月内に当該規定を満たすための機会を与える。

(2) 庁は、欠落している又は正確な情報が2月内に提供されない場合には、請求された変更

を特許登録簿に登録することを拒絶することができる。

### 第3部 ライセンスの登録、質権及び付属書類

#### 第19条

(1) ライセンスの登録のための申請は、ライセンサー又はライセンシーによって署名された陳述により行うことができ、その申請は、以下の情報を含まなければならない。

- (a) ライセンスの登録が請求されている旨の陳述
- (b) 出願又は特許の番号
- (c) ライセンサーの名称及び送付先
- (d) ライセンシーの名称及び送付先
- (e) ライセンスが排他的ライセンスであるか、非排他的ライセンスであるかについての陳述、及び
- (f) ライセンシーが何れかの国の国民である場合は、当該ライセンシーが国民となっている国の国名、該当する場合は、当該ライセンシーが居住している国の国名及び該当する場合は、ライセンシーが実際に操業する工業的又は商業的施設を有する国の国名。

(2) ライセンスが契約に起因して発生した場合は、当該ライセンスの登録のための請求には、以下を添付する。

- (a) 民事法公証人によって認証されている契約書又は当該契約書の公証を受けた謄本
- (b) 各事案においてライセンス許諾した権利及び当該権利の範囲を示す契約書の公証を受けた抄本。

#### 第20条

登録が、問題となるすべてのライセンスについて同一であり、かつ、それらの番号が請求において記述されていることを条件として、請求が、同一人による複数の特許又は同一人による1若しくは複数の特許に関する場合であっても、ライセンスを登録するための請求は単一で足りる。

#### 第21条

(1) 第19条(1)に記述されている1又は複数の規定が満たされていない場合は、庁は、問題となる当事者に対して、できる限り速やかにその旨を通知し、かつ、該当する通知が発せられた日付から起算して2月内に当該規定を満たすための機会を与える。

(2) 庁は、欠落している又は正確な情報が(1)に記載されている期間内に提供されない場合には、ライセンスの登録のための請求を処理することを拒絶することができる。

#### 第22条

第19条から第21条までは、特許又は特許出願に対する質権を登録するための請求に準用する。

#### 第23条

第19条から第21条までは、特許又は特許出願に対する付属書類を登録するための請求に準用する。

**第 24 条**

1995 年の特許法実施規則は、廃止する。

**第 25 条**

本規則は、2010 年 4 月 1 日に施行する。

**第 26 条**

本規則は、次のものとして引用されるべきである：2009 年の 1995 年特許法実施規則。